

平成22年

第1回市議会定例会 議案第68号

専決処分の報告について

権利の放棄を地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年2月10日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成22年2月26日提出

函館市長 西尾正範

1 放棄した権利の内容

株式会社丸井今井に対するごみ処理手数料収納金、水道料金および乗車券販売代金の合計債権額1,768,029円のうち768,029円の請求権を放棄した。

放棄した債権の内訳金額は、ごみ処理手数料収納金が債権額8,260円のうち3,588円、水道料金が債権額602,465円のうち261,710円および乗車券販売代金が債権額1,157,304円のうち502,731円である。

2 放棄した権利の相手方

札幌市中央区南1条西2丁目11番地

株式会社丸井今井

代表清算人 畑中幸一

3 権利を放棄した理由

株式会社丸井今井に係る民事再生手続きにおいて、民事再生法第85条第5項に基づく少額弁済を選択したため